

毎年5月14日から20日はギャンブル等依存症問題に関する啓発週間とされており、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知及び社会教育施設等の活用を依頼するものです。

事務連絡
令和5年5月11日

各国公私立大学学生支援担当課
各公私立短期大学学生支援担当課
各国公私立高等専門学校学生支援担当課
各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市生涯学習・社会教育主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局学生支援課

ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の活用等について（依頼）

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「法」という。）及びギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月閣議決定（令和4年3月25日変更）。以下「計画」という。）に基づき、施策の推進が図られているところです。法においては、毎年5月14日から20日はギャンブル等依存症問題に関する啓発週間とされており、計画に基づき、関係省庁等と連携した、大学等へのギャンブル等依存症問題に係る普及啓発や社会教育施設等の活用の推進等を行うこととしています。つきましては、下記の点について、御協力をお願いします。

記

① ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知について

昨年度に引き続き、消費者庁からギャンブル等依存症に関する啓発用資料について別紙のとおり周知依頼がありました。

各国公私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校におかれては、教職員及び学生等に対し、各都道府県及び都道府県教育委員会専修学校主管課におかれては、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対し、国立大学法人におかれては、その設置する専修学校に対し、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市生涯学習・社会教育主管課におかれては、域内の市町村主管課に対しても周知の上、消費者教育や依存症予防教育等の取組の中での御活用について、お取り計らい願います。

(消費者庁ウェブサイト)

啓発用資料等については、下記のリンクから御覧いただき、周知の際に御活用ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

【参考】

(内閣官房ウェブサイト)

内閣官房においても、ギャンブル等依存症問題の啓発に関する新たな取組として、①啓発動画作成、②依存症から回復された方による体験談動画作成、③「ギャンブル等依存症を克服された方の体験談」のホームページリニューアルが行われましたので、あわせてお知らせいたします。

① 啓発動画 URL

<https://youtube.com/watch?v=y1brNwC6F2Y>

② 体験談動画 URL

<https://youtube.com/watch?v=RTki2VvFU5A>

③ ギャンブル等依存症を克服された方の体験談」ホームページ URL

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gamble/index.html>

(文部科学省ウェブサイト)

文部科学省においても、ギャンブル等依存症に関する理解を深めるための主に高等学校段階を対象とした教師用指導参考資料、生徒向け啓発資料を、文部科学省のウェブサイト(下記URL)に公表しております。

○「ギャンブル等依存症」などを予防するために(教師用指導参考資料)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2019/04/05/1415166_1.pdf

○行動嗜癖を知っていますか?(生徒向け啓発資料)

https://www.mext.go.jp/content/20200512-mext_kenshoku-000007121_1.pdf

② 社会教育施設等の活用について

具体的な取組として、福祉部局との連携はもちろんのこと、公民館等の社会教育施設におけるギャンブル等依存症対策に関する啓発講座の開催等が考えられます。

文部科学省においては、ギャンブル等依存症を含む各種依存症の予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を各地域において実施しており、その事例集も作成・公表しております。

○「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」委託事業事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1394640.htm

各教育委員会におかれては、これらの事例集も御活用いただき、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点である公民館等の社会教育施設が地域の実

情に合わせて、その活動が一層活性化されるよう、必要な御支援をお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 男女共同参画企画係

電 話：03-6734-3073

事務連絡
令和5年5月10日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
生涯学習推進課
文部科学省高等教育局
学生支援課

御中

消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知について
(御協力のお願い)

日頃から、消費者行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁においては、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)及びギャンブル等依存症対策推進基本計画(平成31年4月閣議決定(令和4年3月25日変更))を踏まえ、関係省庁等と連携して、啓発の取組を進めています。

当該計画においては、国公立大学や専門学校等に対する啓発用資料の周知を通じて、青少年等に対するギャンブル等依存に関する普及啓発を行うこととしており、令和5年度においても、ギャンブル等依存症問題啓発週間に向け、当庁で作成した啓発資料について、各大学等及び各教育委員会向けに周知を図っていただきたく、貴省に御協力をお願いするものです。よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

【啓発用資料】

- ・ギャンブル等依存症対策に係る啓発用資料

【参考ウェブサイト】

「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」ウェブサイト

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

【本件連絡先】

消費者庁消費者政策課

担当：田原、勝田

電話：03 - 3507 - 9186 (直通)

ギャンブル等依存症は 適切な支援により 回復が可能です

気になることがあればまず**相談**

依存症についての相談



全国の相談窓口・
医療機関等

債務等についての相談



金融庁
多重債務相談窓口



消費者
ホットライン



ご家族だけでもご相談頂けます



克服された方の体験談

